

表III－5 2010年度温室効果ガス排出量目標達成に向けた主な対策別削減量  
(千t-CO<sub>2</sub>)

温室効果ガス別削減内訳		削減量(A)	2010年度	
			BaU(B)	目標量(B-A)
二酸化炭素	産業部門	1847.0	17,466.0	15,619.0
	運輸部門	1104.0	4,974.0	3,871.0
	家庭部門	715.0	2,529.0	1,814.0
	業務その他部門	888.0	3,009.0	2,121.0
	その他	224.0	2,057.0	1,833.0
計		4778.0	30,035.0	25,257.0
メタン	廃棄物最終処分量の削減	17.5	294.0	277.0
一酸化二窒素	廃棄物最終処分量の削減	14.5	542.0	528.0
代替フロン等3ガス	産業界の計画的取組の促進	1044.0	1,366.0	322.0
合計		5853.0	32,237.0	26,384.0

(千t-CO<sub>2</sub>)

二酸化炭素削減対策内訳		削減量
1 京都議定書目標達成計画での対策		
産業部門	産業界の計画的取組の着実な実施とフォローアップ	1630.0
	省エネルギー法によるエネルギー管理の徹底(産業)	44.9
	その他(事業者連携による省エネ、高性能ボイラの普及ほか)	153.1
	発電事業によるエネルギー原単位改善(製造業を除く)	5.0
	小計	1833.0
運輸部門	トップランナー基準による自動車燃費改善	404.5
	トラック輸送の効率化(車両の大型化、積載効率向上等)	131.7
	クリーンエネルギー自動車の普及促進	57.8
	高度道路交通システム(ITS)の推進	56.5
	公共交通機関の利用促進	12.0
	その他(エコドライブの普及促進、交通安全施設の整備ほか)	262.5
	発電事業によるエネルギー原単位改善	24.0
家庭部門	小計	949.0
	トップランナー基準による機器効率向上と省エネ機器買い換え促進	254.9
	高効率給湯器の普及	39.3
	高効率照明の普及(LED照明)	22.4
	住宅の省エネ性能の向上	8.0
	その他	0.4
	発電事業によるエネルギー原単位改善	228.0
業務その他部門	小計	553.0
	トップランナー基準による機器効率向上	167.5
	建築物の省エネ性能の向上(省エネ法等による指導)	58.0
	省エネルギー法によるエネルギー管理の徹底	47.5
	高効率照明の普及(LED照明)	26.7
	その他(各種省エネ機器・高効率空調機・給湯器の普及ほか)	31.3
	発電事業によるエネルギー原単位改善	338.0
小計		669.0

		(千t-CO <sub>2</sub> )
酸化炭素削減対策内訳		削減量
その他	廃棄物の削減	52.0
	その他	110.0
	小計	162.0
	計	4166.0
<b>2 三重県独自の対策</b>		
産業部門	生活環境保全条例計画制度の第2種管理工場への対象拡大	11.0
	環境マネジメントシステム(ISO14001、M-EMS)の普及	2.3
	小計	13.3
業務その他部門	生活環境保全条例計画制度の第2種管理工場への対象拡大	7.0
	環境マネジメントシステム(ISO14001、M-EMS)の普及(業務その他部門)	1.0
	中小企業への省エネ指導	10.0
	小計	18.0
その他	新エネルギーの導入	63.0
	計	94.3
<b>3 各種啓発の推進による自主行動の促進</b>		
運輸部門	エコドライブの実施	154.0
	自動車購入・更新時の低燃費車等の積極的購入	
家庭部門	家庭内での省エネ行動の実施	163.0
	家電製品などの更新時等の省エネ型製品の積極的購入	
	省エネ住宅、太陽光発電等の積極的購入	
業務その他部門	省エネ行動の実施	200.0
	機器更新時等の省エネ製品の積極的な購入	
	省エネ・新エネ設備等の積極的な導入	
	計	517.0
	合計	4778.0

※上記の表は四捨五入の都合上、各欄の合計は一致しない場合があります。

#### ④家庭・事業所等での目標

- ・2010年度家庭一世帯あたりエネルギー・二酸化炭素排出量<sup>(注1)</sup>  
2003年度比 19%削減
- ・2010年度自動車一台あたりエネルギー・二酸化炭素排出量  
2003年度比 25%削減
- ・2010年度事業所<sup>(注2)</sup>床面積1m<sup>2</sup>あたりエネルギー・二酸化炭素排出量<sup>(注1)</sup>  
2003年度比 19%削減

(注1) 家庭及び事業所の目標にはエネルギー原単位の改善による削減量を含みません。

(注2) この目標での事業所とは店舗、オフィスビル等の業務その他部門の事業所です。

#### ⑤森林による二酸化炭素吸收量<sup>(注2)</sup> 800千t-CO<sub>2</sub>(基準年度総排出量比 3%)

(注2) この目標は、国の算定方法に沿って策定した森林吸収源対策プラン(平成15年度)をもとに設定していますが、国が算定方法を見直しており、それに伴い変更が必要となる場合があります。また、現状程度の森林整備量で推移した場合は、京都議定書目標達成計画に示されているのと同様に目標を下回ることが見込まれます。

(参考) 目標達成のモデル

表III-6 世帯

排出部門	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )		削減量 (kg-CO <sub>2</sub> )	削減率
	2003 年度	目標		
県民(家庭)	1 世帯あたり	3,606	2,933	673 ▲19%
県民(自動車)	1 台あたり	2,710	2,042	668 ▲25%
事業所	1 m <sup>2</sup> あたり	191	155	36 ▲19%

表III-7 モデル世帯の設定条件及び二酸化炭素削減量 (家庭)

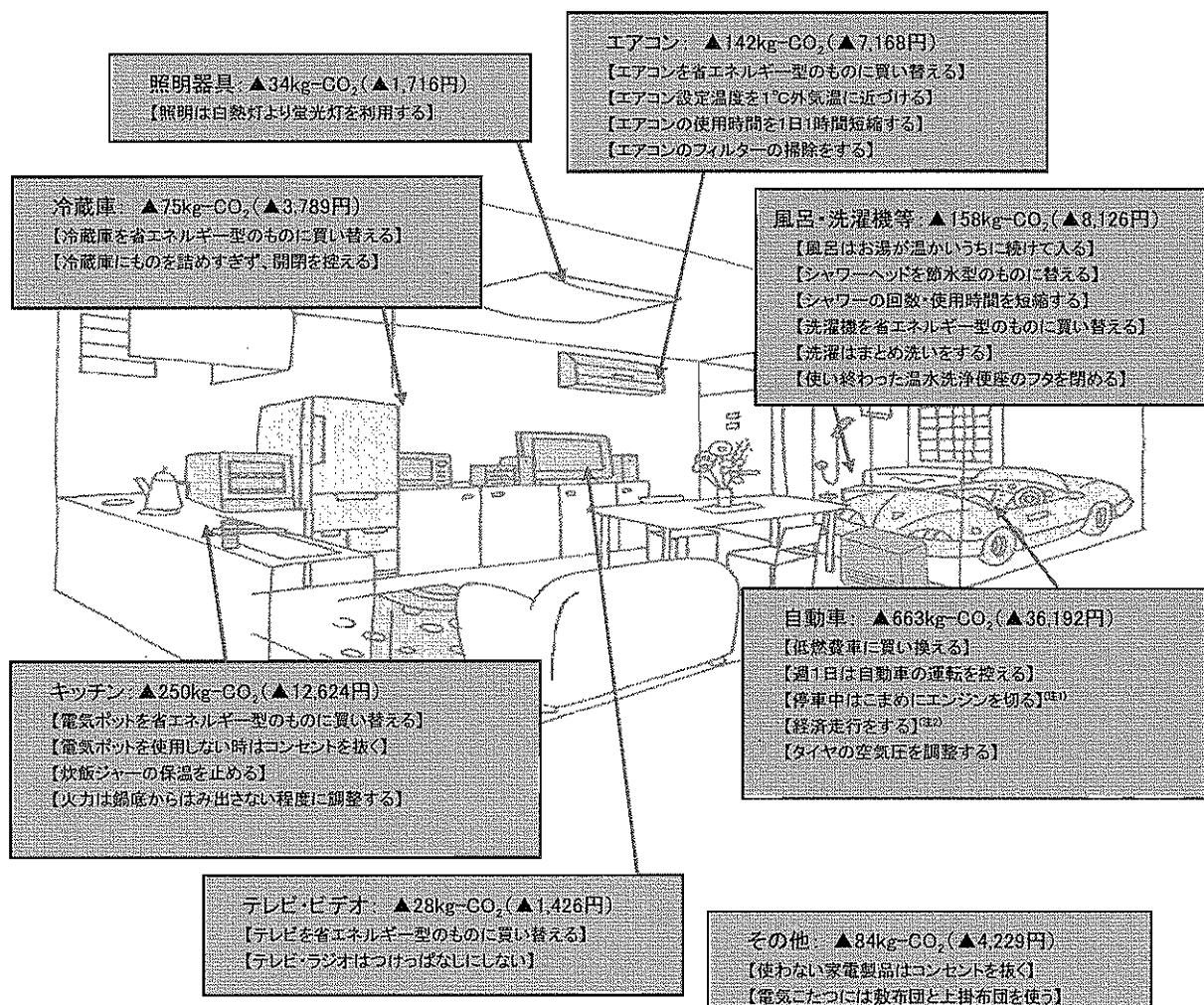
【想定条件】

- ◇世帯人数: 4人世帯
- ◇ガス種類: 都市ガス消費世帯
- ◇自動車保有台数: 1台/世帯

【削減量】

- ◇家庭での取組による削減量: 771kg-CO<sub>2</sub>/世帯 (39,078 円/世帯)
- ◇乗用車での取組による削減量: 663kg-CO<sub>2</sub>/台 (36,192 円/台)

図III-2 モデル家庭の取組



表III-8 モデルオフィスの設定条件

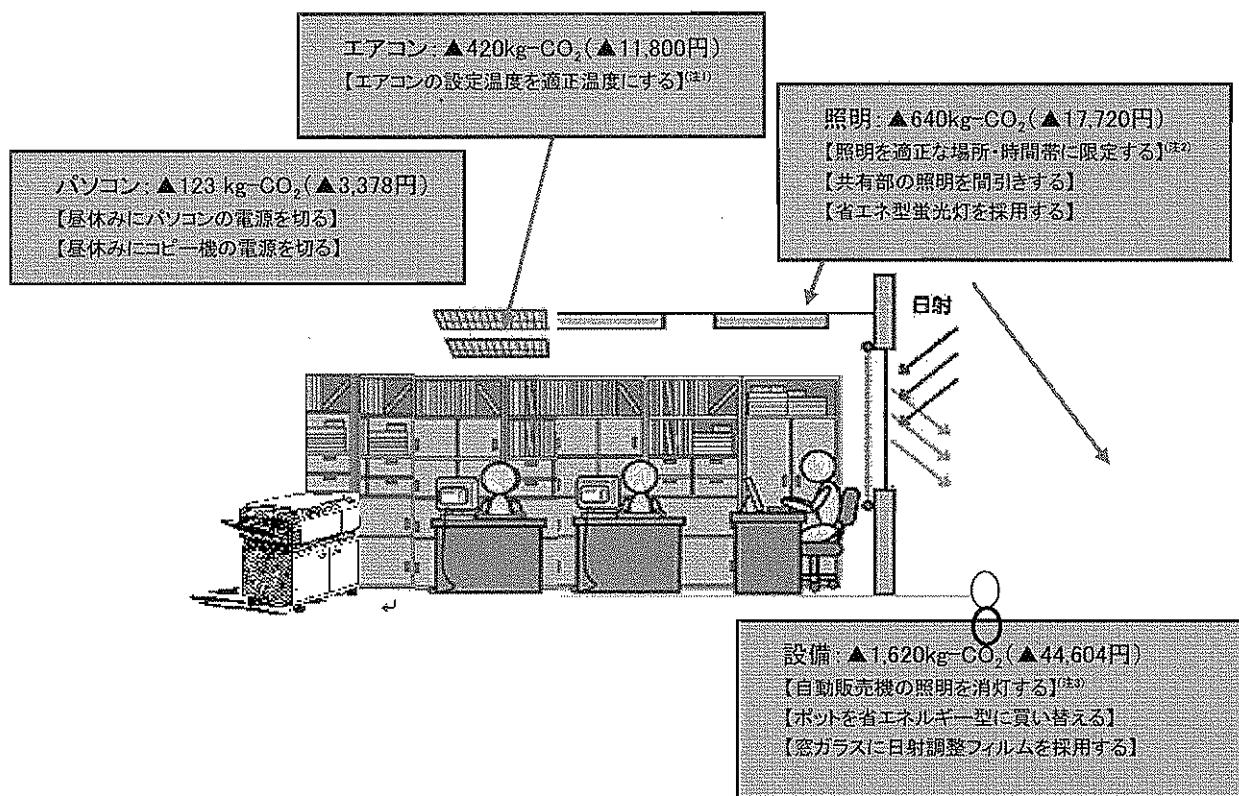
【想定条件】

- ◇オフィス床面積: 200 m<sup>2</sup>/オフィス
- ◇PC: 10 台、コピー機: 1 台、ポット: 1 基、自動販売機: あり
- 照明: 40 灯 (40W)

【削減量】

- ◇オフィスでの取組による削減量: 2,818 kg CO<sub>2</sub>/オフィス (77,546 円)

図III-3 モデルオフィスの取組



(注 1) 「エアコンの設定温度を適正温度にする」：冷房の設定温度を 28°C、暖房の設定温度を 20°C にする。

(注 2) 「照明を適正な場所・時間帯に限定する」：1 日 1 時間照明 (20Wh/m<sup>2</sup>) を消灯する。

(注 3) 「自動販売機の照明を消灯する」：1 日 6 時間自動販売機の照明を消灯する。

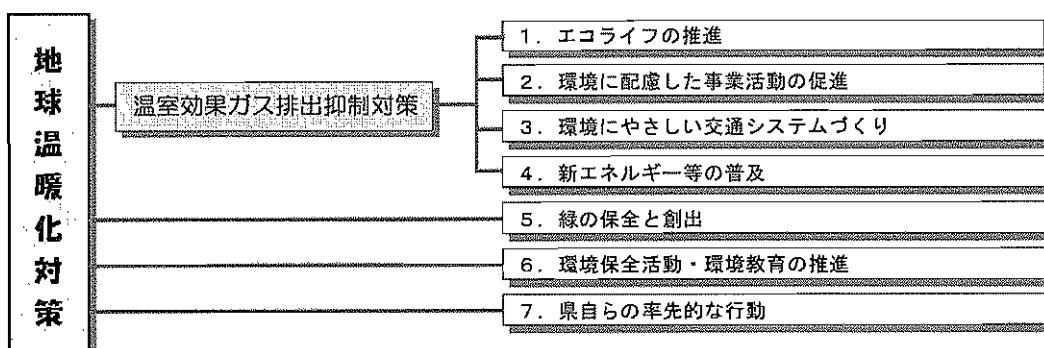


## IV 目標達成に向けた対策の推進

### 1 地球温暖化対策の体系

地球温暖化対策を、温室効果ガス\*の排出源に対するもの、温室効果ガス\*の吸収に寄与するもの及び地球温暖化防止に向けた普及・啓発などの基盤となるものに整理し、県民・事業者・特定非営利活動法人(NPO)など民間団体・市町・県などの主体は、これらの地球温暖化防止に向けた対策を実践するとともに、有機的な連携を図る必要があります。

図IV-1 地球温暖化対策の体系



### 2 地球温暖化対策

#### 2-1 エコライフの推進

##### (1) 省エネルギー型ライフスタイルの確立

- 家庭部門での温室効果ガス\*排出量を削減するためには、これまでの行動様式を、適温冷暖房、不必要的照明の消灯、省エネ家電への切り替えなど、省エネルギー型、環境配慮型に変更していくことが必要であり、その行動を促進するため、省エネルギー指導・診断や、省エネルギー型ライフスタイル、環境配慮型ライフスタイルの取組に対して特典の付与や表彰制度等によってインセンティブ\*を与えることにより、県民の自主的な温室効果ガス\*排出削減活動を促進します。
- 省エネラベル制度やグリーン購入\*の普及による省エネルギー・省資源型商品の積極的な使用を促進するとともに、販売活動において適切な表示や説明に努めるよう啓発を進めます。
- 県民が家庭で省エネルギーを進める上で、省エネ住宅の普及は重要であり、消費者に分かりやすい住宅の省エネルギー性能や環境性能の情報提供を促進するとともに、情報・通信技術(IT)の活用によりエネルギーの使用状況を同時に表示し、また室内状況に対応して照明・空調等の最適な運転を行う住宅エネルギー需要管理システム\*の広報等に努めます。

- ・公共交通機関の利用や自転車等の活用などによる自家用自動車の利用抑制、アイドリングストップ\*の実施や荷物の積み過ぎ、急激なアクセル操作の回避などエコドライブを促進します。
- ・生活環境保全条例\*に基づき、自動車を販売する際に自動車の環境仕様書の提示を徹底するほか、ハイブリッド自動車\*や低燃費かつ低排出認定車などの低公害車の普及を促進します。
- ・県民・事業者・行政等との協働、三重県地球温暖化防止活動推進センター\*・地球温暖化対策地域協議会\*・三重県地球温暖化防止活動推進員\*との連携により、環境と共生したライフスタイルを実現するための環境県民運動を展開します。

## (2) 生活系ごみの減量化・リサイクル

- ・「ごみゼロ社会実現プラン\*」の取組に基づき、個人のライフスタイルや事業活動のあり方の変革を促し、「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」を定着させ、ごみの発生・排出抑制、再資源化などによって、環境に配慮した生活様式の普及啓発を行います。
- また、住民、事業者、民間団体、行政などの多様な主体が連携・協働して、ごみ減量のモデルとなる取組を支援します。
- ・ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の推進、簡易包装商品・再使用商品の選択、環境配慮型製品の購入、マイバッグ運動\*とレジ袋の削減など環境配慮型生活の普及に向けて情報提供を行います。

対策の目標		
目標項目	現状値	目標値
家庭での地球温暖化防止取組実行率 <sup>(注1)</sup>	32.5% (2004年調査)	39.5%
環境に優しい自動車利用等実行率 <sup>(注2)</sup>	9.6% (2004年調査)	13.6%

### 〔目標項目の説明〕

(注 1) 家庭での省エネルギー取組である「不要な照明はこまめに消す」、「冷暖房時の室内温度を適切に設定する」、「待機電力削減のために主電源を切るかコンセントを抜く」、「冷蔵庫の開閉時間を短時間で行う」、「洗濯ができるだけまとめ洗いをする」、「風呂は続けて入る」を全て行う県民の割合

(注 2) 環境にやさしい自動車利用等である「アイドリングストップ」、「タイヤの空気圧などの点検整備を行う」、「経済速度を励行する」、「急発進・急加速・空ぶかしをしない」、「できるだけ自家用車よりバスや鉄道を利用する」、「近くへの用事はなるべく歩くか自転車で行く」を全て行う県民の割合

## 2－2 環境に配慮した事業活動の促進

### (1) 環境マネジメントの拡大・充実等

- ・環境自主行動計画に掲げる取組を求めるとともに、工場や事業所におけるエネルギー管理の徹底とエネルギー利用の効率化、県内コンビナートにおけるエネルギー等の事業所間連携を促進します。
- ・生活環境保全条例\*に定める「地球温暖化対策計画書\*」の作成・届出制度の対象を拡大します。
- ・環境に配慮した事業活動に対するインセンティブ\*を与え、その活動の普及を図るために、積極的に環境経営に取り組む事業所などの募集・表彰制度等により環境経営の更なる向上と他事業所等への普及を図ります。
- ・中小事業所の省エネを効果的に実現するため、省エネルギー指導や省エネルギー診断等の実施を促進します。
- ・オフィスでの適温冷暖房、不必要的照明の消灯、使用していない事務用機器の電源オフ、ノーカーデーの実施などの取組を促進するため、環境に配慮した事業活動を推進する仕組みである三重県小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）\*の導入を進めます。
- ・業務用自動車の利用抑制、アイドリングストップの実施や荷物の積み過ぎ、急激なアクセル操作の回避などエコドライブを促進します。
- ・建物の省エネ性能や環境性能の向上を図るため、省エネルギー法に基づき建築主に対する指導・助言等を行うとともに、情報・通信技術（IT）の活用によりエネルギーの使用状況を同時に表示し、また室内状況に対応して照明・空調等の最適な運転を行う建築物エネルギー需要管理システム\*の広報等に努めます。
- ・事業所における温室効果ガス\*排出抑制対策を効果的に進めるため、事業所に省エネ法\*及び地球温暖化対策推進法\*に関する情報提供を積極的に行います。
- ・県が主体となり、省エネルギーに効果がある製品の開発、製品のライフサイクルでの省エネルギー化に向けた研究開発を進めます。

### (2) 省エネルギー型機器・設備等の導入支援

- ・事業者の環境保全に対する自主的・積極的な取組の促進、環境に配慮した経営の支援等を目的とする環境マネジメントシステムの構築や省エネルギー設備の導入に対して支援を行うとともに、県内中小企業への融資の円滑化を目的とした信用保証制度を活用し、中小企業の健全な発展を促進します。
- ・省エネルギー型設備の導入、ヒートポンプ\*技術を活用した高効率給湯器・空調機の普及、包括的な省エネルギーサービスを提供するエネルギー・サービス・カンパニー（ESCO\*）事業の普及、天然ガスコーポレーションシステム\*の導入などを促進します。

- ・省エネラベル制度やグリーン購入\*の普及による省エネルギー・省資源型商品の積極的な使用を促進します。
- ・ハイブリッド自動車\*や低燃費かつ低排出認定車などの低公害車の普及を促進します。
- ・民間事業者の事業活動に伴う温室効果ガス\*排出量を削減するため、政府が実施する民間事業者への助成に関する情報を収集し、その普及を図ります。

### (3) 事業活動から排出されるごみの減量化・リサイクル

- ・廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進に向け、事業者の自主的な取組を促進するため、普及啓発等を行います。
- ・事業者に対し産業廃棄物\*適正管理計画書の作成を指導するとともに、廃棄物情報交換システムなどを活用し、建設副産物をはじめとする産業廃棄物の再生利用に取り組みます。
- ・事業者、行政などがそれぞれの役割分担に応じて「ごみゼロ社会実現プラン」を取り組む中で、生ごみの堆肥化や、簡易包装の徹底、コピー用紙等の使用削減など、ごみの排出抑制を進め、市町等のごみ焼却施設から排出される二酸化炭素発生量の削減を図ります。

### (4) フロン類の回収

- ・自動車リサイクル法\*に基づき、使用済自動車等の解体業及び破碎業の許可事務、使用済自動車の引取業、フロン類回収業の登録事務を的確に行うとともに、関連業者への適正指導によりフロン類の回収を促進します。
- ・家電リサイクル法\*が適切に実施・運用されるよう市町との連携を強化していくとともに、より温室効果の小さい冷媒への転換を促進します。
- ・フロン回収破壊法\*による回収の許可事業者への適正指導により、フロン類使用製品の適正処理を促進します。

対 策 の 目 標		
目 標 項 目	現 状 値	目 標 値
省CO <sub>2</sub> 取組事業所数 <sup>(注1)</sup>	253事業所 (2006年度)	647事業所
環境マネジメントシステム導入事業所数 <sup>(注2)</sup>	821事業所 (2005年度)	1,275事業所

〔目標項目の説明〕

(注 1) 地球温暖化対策計画書提出事業所、省エネ診断受信事業所、チームマイナス 6 %登録事業所等の合計

(注 2) ISO14001認証取得事業所数と小規模事業所向け環境マネジメントシステム導入事業所数の合計

## 2-3 環境にやさしい交通システムづくり

### (1) 公共交通機関の利用促進

- ・公共交通機関の利便性の向上やパークアンドライド\*の推進により利用を促進し、公共交通機関の活性化を図ります。
- ・自動車の利用と鉄道、バスなどの公共交通機関とのバランスの取れた社会の実現に向け取り組むとともに、地域に最適な公共交通のあり方等を検討します。
- ・事業者が運営する地方バス路線及び市町の自主運行バス路線などの生活交通を維持・確保します。
- ・鉄道駅周辺整備等沿線のまちづくりとあわせて、乗継利便性等の向上を図ることで、沿線地域の活性化を図ります。

### (2) 物流の効率化

- ・運送事業者や荷主の温室効果ガス\*排出抑制対策を効果的に進めるため、省エネ法\*及び地球温暖化対策推進法\*に関する情報提供を積極的に行います。
- ・事業者の共同配送や鉄道・海運輸送への転換（モーダルシフト）などによる物流効率の向上を促進します。
- ・港湾では貨物量の増加、船舶の大型化及び既存施設の老朽化に対応するため、港への接続道路の整備や岸壁の改良を行うとともに埠頭用地の拡大を図ります。

### (3) 交通渋滞の緩和

- ・新交通管理システム\*及び交通管制システムの高度化、信号機の整備・高度化改良、大型道路標識の整備、交通情報収集提供装置の整備等を通じた高度な交通情報・道路情報を提供することにより交通渋滞の緩和を進めます。
- ・道路整備、道路の立体交差化、交差点への右折・左折レーンの設置を行うことなどにより交通渋滞の緩和を推進します。
- ・自動車利用を抑制するため、歩行者や自転車が通行しやすい自歩道を整備することにより、自転車利用の促進を図ります。

### (4) 自動車交通公害対策

- ・自動車 NOx・PM 法\*に基づき一定規模以上の事業者が提出する自動車使用管理計画及び実績報告に基づく低公害車導入、適正運転実施、車両走行量削減に向けた取組等により、対策地域内の大気環境の改善を図ります。

- ・PM 対策に不可欠な硫黄分低減燃料（サルファフリー燃料\*）や二酸化炭素の排出・吸収が同量（カーボンニュートラル\*）であることに着目し、化石燃料の削減につながる生物資源から作られるエタノール混合燃料（バイオエタノール混合燃料\*）の普及に向けた取組を具体化していきます。
- ・生活環境保全条例\*に基づくアイドリングストップの徹底を図るとともに、荷物の積み過ぎ、急激なアクセル操作を避けるなど、適正運転等による運転者のエコドライブを促進します。

対 策 の 目 標		
目 標 項 目	現 状 値	目 標 値
生活交通を担う鉄道・バスの利用者数 <sup>(注1)</sup>	47,052千人 (2005年度)	47,052千人
三重県内のエコカーの割合 <sup>(注2)</sup>	6.0% (2004年度)	33.0%

〔目標項目の説明〕

(注 1) 生活交通を担う県内鉄道各駅の乗車人数（各鉄道事業者調べ）と乗合バスの乗車人数（三重運輸支局調べ及び政策部交通政策室調べ）

(注 2) この計画でエコカーとは三重県内に登録されている車両のうち、国土交通省が低排出ガス（平成 17 年排出ガス基準を 50%以上低減、新☆☆☆以上）として認定し、かつ低燃費（省エネ法に基づき定められた平成 22 年度燃費基準達成以上）として公表している自動車及び電気自動車等で登録車に占めるエコカーの割合

## 2－4 新エネルギー等の普及

### (1) 未利用エネルギーの活用

- ・単純焼却または埋立処分されている可燃性廃棄物について、循環型の廃棄物処理の一つとして発電等によるエネルギー利用を図ります。
- ・市町等が製造するごみ固形燃料(RDF)を三重ごみ固形燃料発電所で適正に処理し、ごみの持つ未利用エネルギーを電気エネルギーとして有効利用します。

### (2) 自然エネルギーの活用

- ・経済性を發揮しながら、自然の再生可能エネルギーを最大限に有効利用するために、公営企業として水力発電所を建設・運営しており、安定した電力を供給するために、発電施設の近代化を図りながら、運転及び維持管理を行います。

### (3) 新エネルギーの導入

「三重県新エネルギービジョン\*」に基づき、新エネルギーの普及啓発及び導入を進めます。

- ・地球温暖化対策や省エネルギーなどの関連する対策と連携し、催しや講演会等を行うことにより、新エネルギーへの関心を喚起し、新エネルギーの特性や導入の必要性、導入の方法等に関する知識を広く県内に浸透させるために、普及啓発を推進します。
- ・「三重県新エネサポーター」制度を活用した、住民自らが取り組む新エネルギーを利用した地域づくりや環境活動などのほか、「市民共同発電所\*」のような市民活動による取組や新エネルギーを利用したコミュニティ・ビジネスの取組などが進むよう支援します。
- ・公共施設等への新エネルギーの導入を積極的に図っていくとともに、公用車にクリーンエネルギー自動車\*の導入を率先して進めます。
- ・住宅、事業所、公共施設等への新エネルギー導入が進むよう支援するとともに、その設置者が地域での普及を担うような、普及と支援が一体となった取組を進めます。
- ・燃料電池\*技術等を核とした地域づくりに向けて、燃料電池関連周辺機器の開発を支援するとともに、燃料電池\*に関する情報発信及び収集や普及・啓発等を行います。
- ・バイオマスは地域に密着した資源であり、地域ごとに資源の特性が異なることから、各地域でさまざまな主体が特性に応じた効率的なバイオマスエネルギーの利用が進むよう、対応窓口の整備や技術開発・研究などによりエネルギー利用に取り組むための推進基盤づくりを進めます。特に、バイオマス資源の発生から利用（再利用）、エネルギー化、廃棄までの総合的な取組を進めるため、モデルとなる地域における取組への支援や、情報・知見の蓄積・移転等を進めます。

対策の目標		
目標項目	現状値	目標値
新エネルギーの導入量(原油換算) <sup>(注1)</sup>	206,257kl (2005年度)	310,000kl
県全体の太陽光発電能力 <sup>(注2)</sup>	25,316kW (2005年度)	75,000kW

〔目標項目の説明〕

(注 1) 県内における新エネルギー導入による従来型一次エネルギー（石油・石炭等）の原油換算削減量

(注 2) 県、市町、民間等の太陽光発電システム最大出力合計値 (kW)

## 2-5 緑の保全と創出

### (1) 緑化の推進

- ・優れた自然環境を有する地域を将来にわたって保全するため、自然環境保全地域の保全を図るとともに、新たな自然環境保全地域の指定について検討を進めます。
- ・開発行為の届出制度を適正に運用し、開発行為に際して自然環境への配慮を確保するとともに、身近な自然環境を保全するため、里地里山保全活動計画に基づく活動を支援します。

- ・公共施設の緑化を進め、緑豊かな環境形成を進めます。

## (2) 森林の保全

- ・県民、事業者、NPO 及び市町などの多様な主体との連携も図りながら、下刈、間伐等の森林整備を計画的に実施し、森林の持つ公益的機能の維持増進を図るとともに、木材生産活動の推進、林業に関する技術および知識の普及を図ります。
- ・森林計画区ごとに、地域特性に応じた森林整備上の指針を明らかにするとともに、三重の森林づくり条例<sup>\*</sup>に基づき、森林や木の役割に対する県民理解と意識の醸成を図ります。
- ・森林による二酸化炭素の吸収量を把握するための、森林関連データの整備を図ります。

## (3) 森林資源の需要の創出

- ・県民とのワークショップ等を通して策定した「木づかいプラン<sup>\*</sup>」の実現に向け、県産材を利用する機運を醸成する県民運動の推進に取り組みます。
- ・県産材の利用促進を図るため、県産材や「三重の木」認証材の使用例や建築士への相談事例など、家づくりに係る情報発信を積極的に進めるとともに、「三重の木」認証材を使用する木造住宅建築を支援します。
- ・公共施設において、率先して県産材の利用を進めます。

## (4) 都市緑化の推進

- ・都市公園など緑地においては、高木の植栽に努めるとともに、都市近郊の身近な緑の保全を推進します。
- ・県民・事業者に対して緑の創出に関する普及啓発を行うとともに、県民・事業者が所有する敷地内における植樹を促進します。

対 策 の 目 標		
目 標 項 目	現 状 値	目 標 値
間伐実施面積 <sup>(注1)</sup>	6,043ha (2005年度)	8,000ha
森林づくり参加者数 <sup>(注2)</sup>	10,300人 (2005年度)	15,000人

〔目標項目の説明〕

(注 1) 補助事業や自力など全ての実施形態を含め県内の民有林で行われる年間の間伐実施面積

(注 2) 県民、NPO、企業など多様な主体の森林づくりに関する活動や催しへの年間の参加者数

## 2－6 環境保全活動・環境教育の推進

### (1) 学校環境教育

「三重県環境保全活動・環境教育基本方針\*」に基づき学校での環境教育を進めます。

- ・市町・環境学習情報センター等と協働・連携して子どもたちを対象とした環境講座を開催するなど、子どもたちの環境保全意識の高揚を図ります。
- ・学校環境デーを中心として、環境教育の充実を図ります。
- ・県立学校2校におけるISO14001\*認証の維持を図るとともに、その取組を参考にしながら他の全ての県立学校で簡易な環境マネジメント「県立学校環境マネジメント\*」を実施し、環境保全活動、環境教育を実践します。
- ・学校、事業者、行政など、多様な主体の連携による「Kids'ISO14000 プログラム\*」の実践活動を通じて地域における環境保全活動の体制作りを進めます。
- ・子どもたちへの森林環境教育を効果的に実施するため、指導者の育成や学校林の整備等を行い、森林をフィールドとした体験学習を進めます。

### (2) 環境学習情報の積極的な提供

- ・県民の地球温暖化防止活動を推進するため、三重県環境学習情報センターの円滑な運営、ホームページ「三重の環境と森林」の機能・性能の向上等を図り、インターネットなどにより環境情報を積極的に提供します。

### (3) 地域ぐるみの環境教育

「三重県環境保全活動・環境教育基本方針\*」に基づき地域での環境教育を進めます。

- ・地域における多様な環境教育の場づくり、人づくりとして、指導者養成や子ども向けの環境講座等の開催、環境活動団体との交流、参加型環境学習プログラムの提供や指導者の活動の場づくりなどで、県民の環境学習への意欲を増進していきます。
- ・地球温暖化対策推進法\*に基づく三重県地球温暖化防止活動推進センター\*は県民、事業者、NPOと連携した活動を活かして、実効性のある地球温暖化防止活動を検討するほか、三重県地球温暖化防止活動推進員\*の育成や啓発・広報活動を行うなど温暖化防止対策を進めます。
- ・市町、事業者、団体、NPO等と連携して、体験を通して環境教育ができる機会の提供に努めます。

#### (4) 県民・事業者等への取組支援の実施

- ・「みえ・グリーン購入倶楽部\*」と協働・連携したグリーン購入\*に関する身近な情報の収集・発信や、東海三県一市（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市）などによる広域的な宣伝活動を通じて、環境負荷の少ない商品やサービスの地場市場の形成を促進します。
- ・住宅・建物の省エネ性能や環境性能、省エネルギー型製品・環境配慮型製品に関する情報を県民・事業者へ提供することにより、県民のライフスタイルの転換、事業者のワークスタイルの改善を図ります。
- ・日本環境経営大賞\*で得られる環境に関する人材や技術を活かし、環境先進企業の取組調査の実施、環境経営に関する講演会の開催など、県内企業の環境経営取組を促進します。
- ・地球温暖化対策地域協議会をはじめとする地球温暖化対策推進組織の活動を支援します。

#### (5) 環境保全での国際協力

- ・諸外国の地域環境破壊の防止と改善、地球環境の保全を目指して、調査・研究、研修・技術指導、交流・普及啓発等を行っている国際環境技術移転研究センター（ICETT）や民間等の活動を支援していきます。

対策の目標		
目標項目	現状値	目標値
環境教育参加者数 <sup>(注1)</sup>	20,040人 (2005年度)	22,500人
環境経営ネットワーク参加事業所数 <sup>(注2)</sup>	357事業所 (2005年度)	560事業所

〔目標項目の説明〕

(注 1) 環境学習情報センターの指導者養成講座や環境講座、体験教室、社会見学、イベント等の環境教育に参加した人数

(注 2) 「企業環境ネットワーク・みえ」と「みえ・グリーン購入倶楽部」に参加している事業所数の合計

### 2-7 県自らの率先的な行動

#### (1) 三重県庁地球温暖化対策率先実行計画の推進

- ・県自らが行う事務事業活動において、省資源、省エネルギー化を図るとともにグリーン購入\*や紙ごみなどの省資源、廃棄物の減量化を図り、環境負荷の低減に努めるとともに、公共事業やイベントにおいては計画段階から環境に配慮します。

- 率先して公用車には低公害車・低燃費車、アイドリングストップ車等を導入するとともにエコドライブの徹底を図ります。また、今後バイオエタノール混合燃料\*の導入を検討します。
- これらの取組の継続・強化に加え、エネルギーの効率的・効果的な利用を可能とするための技術的視点を踏まえた取組などを行うとともに、推進状況に関する検証等を行うことにより温室効果ガス\*排出量を削減します。
- 地球温暖化対策推進法\*に基づく実行計画の市町での策定を促進・支援します。

## (2) 環境に配慮した工事

- 県庁舎等のエネルギーの効率的・効果的利用に向けて適正な維持管理に努めます。
- 公共事業は、事業計画等の立案段階において、「三重県環境調整システム推進要綱\*」に基づき環境配慮を推進するとともに、「公共施設等への新エネルギー導入指針\*」による新エネルギーの導入を進めます。
- 公共工事の実施段階においては、低燃費型建設機械の活用を進めます。

## (3) 環境管理の充実

- 三重県庁 ISO14001 の環境方針で、地球温暖化防止を重点課題として率先して取り組むことを定めており、職員一人ひとりの「きづき」による環境行動を進め、「環境文化」が根づく、「環境にやさしい三重県庁」をめざして職員の意識と行動を向上させるための研修等を実施していきます。
- ISO14001\*に基づく継続的な環境負荷低減を進めるため職員研修を充実するとともに県民・事業者との環境コミュニケーションを図るため環境報告書\*を作成・発行します。
- ISO14001 の認証を取得した市町相互の情報交換や県と市町のネットワーク化により、環境保全取組の向上を図ります。

対策の目標		
目標項目	現状値	目標値
事務事業に伴う温室効果ガス排出量の基準年度比 <sup>(注)</sup>	5.2% (2005 年度)	▲3.9%

[目標項目の説明]

(注) 三重県が事務事業の実施に伴い排出する 2010 年度温室効果ガスの排出量の基準年度(2003 年度)排出量との比率

### 3 県民に期待される取組

県民の日常生活の活動から排出される二酸化炭素を、2010年度までに2003年度比で一世帯あたり19%削減する目標を県内全体で達成するためには、全ての県民が取り組みやすく、メリットを感じることが必要です。

そのときの基本的考え方は、まず今の生活レベルを下げることからではなく、まず量を見直すところから始めて、着実に二酸化炭素を減らす取組を進めるというものです。

具体的には、県民一人ひとりが生活の中で、その時期を逃さずに最も効果的な取組を行うもので、少し長い時間軸を考えて最終的には原単位を19%下げていくものです。

#### 3-1 省エネ・省資源の取組

##### (1) 電気やガス、水道の効率的利用

- ・家中には多くの電気製品やガス製品等があり、私たちの暮らしを快適にしています。初めの取組としては、今の生活水準は落とさないで、電気、ガス、水道の無駄使いを見直していきます。できるところから取組を続けることで二酸化炭素の排出を減らすことができます。
- ・県民の家の中から排出される二酸化炭素は世帯あたり平均で3,606kg-CO<sub>2</sub>/年です。次の取組を行うことで約1割（440kg-CO<sub>2</sub>/年）を削減することが可能です。

表IV-1 家の中の省エネ行動（電気、ガス、水道の無駄遣いの見直し）と効果

県民に期待される取組	1世帯が1年間で減らせる二酸化炭素の量 (kg-CO <sub>2</sub> )	1世帯が1年間で節約できる金額(円)	1年間で節約できるエネルギー量 (単位)
<b>リビング、個室でのエコライフ</b>			
<input type="checkbox"/> 不要な照明をこまめに消す	2	121	5 kWh
<input type="checkbox"/> テレビ・ラジオのつけっぱなしをやめる	18	898	41 kWh
<input type="checkbox"/> 冷房(エアコン)の設定温度を1°C上げる	13	665	30 kWh
<input type="checkbox"/> 暖房(エアコン)の設定温度を1°C下げる	23	1,168	53 kWh
<input type="checkbox"/> 冷房(エアコン)の使用時間を1日1時間短縮する	8	414	19 kWh
<input type="checkbox"/> 暖房(エアコン)の使用時間を1日1時間短縮する	18	896	41 kWh
<input type="checkbox"/> シーズン中エアコンのフィルターの掃除を行う	14	703	32 kWh
<input type="checkbox"/> 電気カーペットの下に保温性の高い布を敷く	81	4,091	186 kWh
<input type="checkbox"/> 電気こたつには敷布団と上掛布団を使う	11	555	25 kWh
<input type="checkbox"/> 家電製品を使わない時はコンセントからプラグを抜く	73	3,674	167 kWh
<input type="checkbox"/> 部屋を片付けてから掃除機をかける	2	120	5 kWh
<input type="checkbox"/> 掃除機の集塵パックをこまめに取り替える	1	35	2 kWh
<b>台所でのエコライフ</b>			
<input type="checkbox"/> 冷蔵庫内の整理整頓をし、庫内温度を調整する	27	1,358	62 kWh
<input type="checkbox"/> 冷蔵庫に物を詰めすぎたり、むやみに開けない	7	363	17 kWh
<input type="checkbox"/> 冷蔵庫の設置には放熱スペースを設ける	20	992	45 kWh
<input type="checkbox"/> 炊飯ジャーの保温をやめる	38	1,927	88 kWh
<input type="checkbox"/> 電気ポットを長時間使用しないときはコンセントからプラグを抜く	47	2,364	107 kWh
<input type="checkbox"/> 火力は鍋底から火がはみ出さない程度に調節する	5	259	2 m <sup>3</sup>
<b>水まわりでのエコライフ</b>			
<input type="checkbox"/> 洗濯はまとめて洗う	3	129	6 kWh
<input type="checkbox"/> 洗濯はまとめて洗う(水道水の節約分を含めた場合)	3	3,948	
<input type="checkbox"/> 使い終わったら温水洗浄便座のフタを閉じる	15	768	35 kWh
<input type="checkbox"/> シャワーの回数、使用時間を短縮する	19	1,007	9 m <sup>3</sup>
<input type="checkbox"/> シャワーの回数、使用時間を短縮する(水道水の節約分を含めた場合)	19	2,006	
<input type="checkbox"/> お風呂は、お湯が温かいうちに続けて入る	81	4,164	38 m <sup>3</sup>

省エネルギーセンター、環境省資料より作成

## (2) ごみの発生抑制・再使用・再生利用の実施

### ① ごみの減量（リデュース）

- ・買い物に行くときはマイバッグを持参してレジ袋の使用を削減します。
- ・簡易包装された製品や容器のものを選びます。
- ・生ゴミは堆肥化等で減量します。

### ② 再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）

- ・回収・再生（リサイクル）びんの引き取りに協力します。
- ・市町村が定めるごみの分別回収に基づいて行います。
- ・不要な家具や衣類などはリサイクルやフリーマーケットに出し、有効に活用します。
- ・家電リサイクル法\*の対象となる家電製品（平成18年3月現在、エアコン、ブラウン管式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の4品目）は法に基づき適切に処理します。

### ③ フロン類の適正処理

- ・エアコン、冷蔵庫・冷凍庫などの家電製品やカーエアコンなど、フロン類が使用されている製品は、家電リサイクル法に基づく販売店や自動車リサイクル法\*に基づく引き取り業者に回収を依頼します。

表IV-2 家の中の省エネ行動（ごみ減量）と効果

県民に期待される取組	1台が1年間で減らせる二酸化炭素の量 (kg-CO <sub>2</sub> )
<b>買うとき・捨てるときのエコライフ</b>	
□買い物には買い物袋を持参する	58
□食品トレーをリサイクルする	4
□空き缶をリサイクルする	6
□空きビンをリサイクルする	6
□ペットボトルをリサイクルする	3

環境省資料より作成

### (3) エコドライブやノーマイカーの実施

- ・近くに出かけるときは徒歩か自転車を利用します。
- ・月に1度はノーマイカー\*として、通勤・通学に公共交通機関を利用します。
- ・不要なアイドリングや急発進・急停車などを慎むなど、エコドライブに心がけ、効率的に運転します。

表IV-3 家の外での省エネ行動（適切なマイカーの利用・使用）と効果

県民に期待される取組	1世帯が1年間で減らせる二酸化炭素の量 (kg-CO <sub>2</sub> )	1世帯が1年間で節約できる金額(円)	1年間で節約できるエネルギー量 (単位)
<b>外出するときのエコライフ</b>			
□自動車に乗らないで公共交通機関で移動する	135	7,362	57 L
□1週間に1日は車の運転をひかえる	95	5,200	40 L
□停車中はこまめにエンジンを切る	40	2,184	17 L
□空ぶかしの自粛など経済走行をする	69	3,744	29 L
□タイヤの空気圧の調整などの点検をする	100	5,460	42 L
□トランクの余分な荷物をおろす	7	650	5 L

省エネルギーセンター、日本自動車連盟、環境省資料により作成

## 3-2 省エネ型製品の選択

### (1) 省エネラベル製品の選択

買い替えや新規購入時には、省エネラベリング制度に基づく省エネ性マークを参考に、エネルギー効率の高いものを選びます。

表IV-4 省エネルギー型家電製品・器具に買い替えた場合の効果

県民に期待される取組	1世帯が1年間で減らせる二酸化炭素の量 (kg-CO <sub>2</sub> )	1世帯が1年間で節約できる金額(円)	1年間で節約できるエネルギー量 (単位)
<b>省エネ型製品を購入するときのエコライフ</b>			
□エアコンを、省エネルギー型のものに買い替える	66	3,322	151 kWh
□冷蔵庫を、省エネルギー型のものに買い替える	41	2,068	94 kWh
□テレビを、省エネルギー型のものに買い替える	10	528	24 kWh
□ビデオを、省エネルギー型のものに買い替える	5	242	11 kWh
□洗濯機を、省エネルギー型のものに買い替える	7	352	16 kWh
□ガスコンロを省エネルギー型のものに買い替える	16	818	8 m <sup>3</sup>
□給湯器を省エネルギー型のものに買い替える	51	2,638	24 m <sup>3</sup>

省エネルギーセンター資料より作成

## (2) 更新・新規購入時の省エネ機器・節水器具の選択

買い替えや新規購入時には、下記の機器・器具を選びます。

表IV-5 省エネ・節水機器・器具の購入効果

県民に期待される取組	1世帯が1年間で減らせる二酸化炭素の量 (kg-CO <sub>2</sub> )	1世帯が1年間で節約できる金額(円)	1年間で節約できるエネルギー量 (単位)
<b>省エネ機器・節水器具を購入するときのエコライフ</b>			
□照明は白熱灯より蛍光灯を利用する	34	1,716	78 kWh
□電気ポットを、省エネルギー型のものに買い替える	160	8,074	367 kWh
□食器洗い乾燥機を設置する	69	3,568	33 m <sup>3</sup>
□シャワーヘッドを、節水型のものに買い替える	33	1,706	16 m <sup>3</sup>

省エネルギーセンター資料、京都議定書目標達成計画より作成

## (3) 更新・新規購入時の低公害車・低燃費車の選択

- 自家用自動車の買い替えや新規購入時には、国の支援制度などをうまく活用して、低燃費かつ低排出ガス認定車やハイブリッド車などの低公害車を選びます。
- 家族構成や利用状況を考えて、適切な大きさの車を選びます。
- 国の支援制度などを活用して、アイドリングストップ機能等エコドライブ関連機器を有する自動車を購入します。
- 自動車販売業者は、自動車の燃費性能や購入支援制度について情報を提供します。

表IV-6 低燃費車・低公害車等への買替効果

県民に期待される取組	1世帯が1年間で減らせる二酸化炭素の量 (kg-CO <sub>2</sub> )	1世帯が1年間で節約できる金額(円)	1年間で節約できるエネルギー量 (単位)
<b>自動車を購入するときのエコライフ</b>			
□低公害車(ハイブリッド車)に買い替える	772	42,172	324.4 L
□低燃費車(トップランナー基準適合車)に買い替える	359	19,604	150.8 L
□全自動アイドリングストップ装置車を購入する	217	11,830	91 L
□後付けアイドリングストップ装置を設置する	105	5,720	44 L

日本自動車工業会資料、京都議定書目標達成計画より作成

### 3－3 住宅の省エネ化・省エネ住宅の購入

#### (1) 住宅の省エネ性能向上・新エネルギー設備等の導入

- ・住宅の新築、建て替え、増改築時には、次世代省エネルギー基準\*に適合した住宅を採用して、冷暖房エネルギーの消費削減に取り組みます。また、同時に太陽光発電設備や太陽熱温水設備の導入を検討します。
- ・住宅の内装や外装の改装時には、天井、屋根、壁・外壁、床の断熱化を進めます。また、熱損失の大きい窓などの開口部には断熱サッシや断熱シート、厚手のカーテンなどを使用します。

表IV－7 省エネルギー住宅による効果

県民に期待される取組	1世帯が1年間で減らせる二酸化炭素の量(kg-CO <sub>2</sub> )	1世帯が1年間で節約できる金額(円)	1年間で節約できるエネルギー量(単位)
<b>家を建てるならエコハウス</b>			
□次世代省エネ基準適合住宅の建築	373	18,832	856 kWh
□太陽光発電装置を設置する	1,308	66,000	3,000 kWh
□ソーラーシステム装置を設置する	748	38,695	355 m <sup>3</sup>

省エネルギーセンター、全国地球温暖化防止活動推進センター資料より作成

#### (2) 県産材を使った木造住宅の建築等

- ・住宅の新築や建て替え時には県産材を使った木造住宅を検討します。
- ・家具やドアなどの住宅設備についても県産材を使ったものを選びます。

## 4 事業者に期待される取組

事業者がオフィスや店舗等で行う事業活動から排出される二酸化炭素を、2010年度までに2003年度比で床面積あたり約19%削減する目標を県内全体で達成するためには、全ての事業者が取り組みやすく、メリットを感じることが必要です。そのときの基本的考え方は、無理のない温暖化対策を積み重ね、着実に二酸化炭素を減らす取組を進めるというものです。

具体的には、これから事業活動の中で、時機をとらえて最も効果的な取組を行うことで、少し長い時間軸を考えて最終的には原単位を19%下げていくものです。

### 4－1 省エネ・省資源行動

#### (1) 温暖化対策に取り組む体制づくり

- ・トップから従業員に対して、温暖化対策に取り組む方針を伝えます。
- ・事務・事業所内で地球温暖化防止に取り組む担当者や部署を決めます。
- ・事務・事業所内で地球温暖化防止に関するミーティングや勉強会を開きます。

## (2) 目標を立て計画的な取組

- 最初に取り組むことは、現在の事業活動でどの程度の二酸化炭素を排出しているのかを確認することです。現在の状態を把握した上で、どの程度の期間で削減目標（床面積あたり約〇%減、自動車1台あたり約〇%減）を達成していくのかを検討し、まず1年目の目標と取組内容を決めます。
- 計画策定（Plan）→実行（Do）→結果確認（Check）→改善（Action）のPDCAサイクルを繰り返すことで、計画的で継続的な改善を図りながら無理なく温暖化対策に取り組みます。まずは、身近にできる温暖化対策に取り組みます。

## (3) オフィス等での省エネ行動

- エアコンの設定温度を適切に（冷房は28°C、暖房は20°Cを目安に）します。夏はノーネクタイ等でクールビズ\*、冬は暖かい服装でウォームビズ\*に取り組みます。
- 日中は窓側の照明を消灯・減灯します。
- 残業時には不要な照明を消します。
- 上下3階程度の移動は、エレベーターを使用せずに階段を利用します。
- 水道の水圧を調節し、節水を図ります。
- ボイラー給湯を行っている場合は、お湯の温度の設定値や蒸気圧を適正化します。
- 自動車を洗うときは、できるだけバケツで洗います。

表IV-8 省エネ行動による効果

事 業 所 に 期 待 さ れ る 取 組		1年間で減らせる 二酸化炭素の量	1年間で節約 できる金額	1年間で節約できる工 ネルギー量(単位)
<b>取組による省エネ行動</b>				
照 明	<input type="checkbox"/> 照明は適正な場所・時間帯に限定する	1.8 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup>	49 円/m <sup>2</sup>	4.1 kW/m <sup>2</sup>
	<input type="checkbox"/> 共有部の照明を間引きする	0.4 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup>	12 円/m <sup>2</sup>	1.0 kW/m <sup>2</sup>
	<input type="checkbox"/> 自動販売機の照明の消灯する	2.0 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup>	55 円/m <sup>2</sup>	4.6 kW/m <sup>2</sup>
空 調	<input type="checkbox"/> 空調設備の設定温度を1°C緩和する（冷房温度を1°C上げ、暖房温度を1°C下げる）	2.1 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup>	59 円/m <sup>2</sup>	4.9 kW/m <sup>2</sup>
	<input type="checkbox"/> 電算室の空調の設定温度を適正化する	1.7 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup>	47 円/m <sup>2</sup>	3.9 kW/m <sup>2</sup>
O A	<input type="checkbox"/> 昼休みにコピー機の主電源を切る	18.8 kg-CO <sub>2</sub> /台	518 円/台	43.2 kW/台
	<input type="checkbox"/> 昼休みにプリンターの主電源を切る	6.8 kg-CO <sub>2</sub> /台	187 円/台	15.6 kW/台
	<input type="checkbox"/> 昼休みにパソコンの主電源を切る	10.4 kg-CO <sub>2</sub> /台	286 円/台	23.8 kW/台
設 備	<input type="checkbox"/> 設備機器運転を見直す（スケジュール変更）	0.5 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup>	13 円/m <sup>2</sup>	1.1 kW/m <sup>2</sup>
	<input type="checkbox"/> 共有部のブラインドを調整する	0.1 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup>	2 円/m <sup>2</sup>	0.2 kW/m <sup>2</sup>

省エネルギーセンター、環境省資料等より作成

## (4) オフィス等でのごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

- コピー用紙などは、古紙配合率が高く、白色度の低いものを購入します。
- 事務用品や文具類はエコマーク商品\*やグリーンマーク商品\*などを購入します。

### ① ごみの減量（リデュース）

- 会議資料は、両面コピーの徹底など簡素化に努めます。
- 簡易包装など、ごみ減量に配慮した販売に努めます。

## ② 再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）

- ・使用済みコピー用紙の裏面も活用します。
- ・使用済み封筒の再利用に努めます。
- ・使用済みの紙類（コピー用紙、書籍雑誌類、新聞紙、段ボール紙など）は分別回収して出します。
- ・分別排出しやすい製品など、再生利用に配慮した販売に努めます。

## ③ フロン類の適正処理

- ・業務用空調機器・冷凍機器はフロン回収破壊法<sup>\*</sup>に基づき適正な回収・破壊を行うとともに、業務用以外のエアコン、冷蔵庫・冷凍庫などの家電製品やカーエアコンなど、フロン類が使用されている製品は、家電リサイクル法<sup>\*</sup>に基づく販売店や自動車リサイクル法<sup>\*</sup>に基づく引き取り業者に回収を依頼します。

## (5) エコドライブの徹底や鉄道・海運輸送等への転換

- ・自動車を運転する時は、タイヤの空気圧などの車両点検を定期的に行い、駐停車中のアイドリングストップや急発進・急加速の回避などエコドライブを励行します。
- ・輸送効率や作業性を高めるために、共同配送の利用や、鉄道・海運輸送への転換（モーダルシフト）を進めます。
- ・荷物を運ぶときは、積載効率の高いトラックを利用します。
- ・ノーマイカーデー運動<sup>\*</sup>に協力し、決められた日には従業員の通勤に公共交通機関を利用するよう呼びかけます。

表IV-9 移動時の省エネによる効果

事業所に期待される取組		1年間で減らせる二酸化炭素の量 (kg-CO <sub>2</sub> )
<b>移動時の省エネ行動</b>		
運搬	□アイドリングストップを実施する	(乗用) 80.0kg-CO <sub>2</sub> /台 (2t車) 76.1kg-CO <sub>2</sub> /台 (4t車) 107.9kg-CO <sub>2</sub> /台 (10t車) 190.3kg-CO <sub>2</sub> /台
	□不要な荷物をおろす	8.6kg-CO <sub>2</sub> /台
通勤	□通勤時の公共交通機関利用の促進する	(鉄道) 325.5kg-CO <sub>2</sub> /台 (バス) 254.7kg-CO <sub>2</sub> /台
	□ノーマイカーデーを設定する	(鉄道) 16.3kg-CO <sub>2</sub> /台 (バス) 13.2kg-CO <sub>2</sub> /台

省エネルギーセンター、日本自動車工業会、国土交通省資料より作成

## 4-2 省エネ設備・機器、低公害車等の選択

### (1) 省エネ機器の選択

- ・パソコンやコピー機などの事務機器を更新・新規購入する時は、国際エネルギー ستارロゴ\*が表示されたものなど、省エネルギー型のものを選びます。
- ・白熱灯は電球型蛍光灯に取り替えます。
- ・照明器具を更新するときは、インバータ方式\*や発光ダイオード(LED)照明\*など、照明効率の高いものを選びます。
- ・空調機を更新するときは、インバータの採用で消費電力を大きく削減できる空調用圧縮機省エネ制御装置などを導入します。
- ・清涼飲料用自動販売機を設置する場合は、省エネタイプの機種にします。
- ・ボイラなどを更新するときは、二酸化炭素排出量の少ない燃料を使用するものを選択します。
- ・全面的な機器・設備の更新を予定している場合は、ビル等の省エネルギー診断を受診し、ESCO\*事業の活用についても検討します。

表IV-10 省エネ機器・設備買い替えによる効果

事業所に期待される取組		1年間で減らせる 二酸化炭素の量	1年間で節約 できる金額	1年間で節約できるエ ネルギー量(単位)
<b>機器の更新時の省エネ行動</b>				
照明	<input type="checkbox"/> 白熱灯を電球型蛍光灯に取り替える	57.8 kg-CO <sub>2</sub> /個	1,590 円/個	132.5 kW
	<input type="checkbox"/> Hf型照明器具に取り替える	10.0 kg-CO <sub>2</sub> /灯	276 円/灯	23.0 kW
	<input type="checkbox"/> 共有部分に人感センサー付を照明を設置する	25.1 kg-CO <sub>2</sub> /灯	691 円/灯	57.6 kW
空調	<input type="checkbox"/> インバータ方式の省エネ制御装置を取り付ける	9.0 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup>	247 円/m <sup>2</sup>	20.6 kW
冷蔵	<input type="checkbox"/> 省エネ型冷蔵・冷凍機・空調一体システムを導入する	81.9 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup>	2,255 円/m <sup>2</sup>	187.9 kW

省エネルギーセンター、環境省資料より作成

### (2) 更新・新規購入時の低公害車・低燃費車の選択

- ・業務用自動車の更新や新規購入時には、国の支援制度などをうまく活用して、用途に合わせた大きさのもので、低燃費かつ低排出ガス認定車や低公害車など二酸化炭素排出の少ないものを選びます。
- ・トラック、バスなども低燃費車や低公害車を選びます。
- ・国の支援制度などを活用して、アイドリングストップ機能等エコドライブ関連機器を有する自動車を購入します。
- ・タクシー車両には、高度全地球測位・車両位置情報（高度 GPS-AVM\*）システムを導入します。
- ・トラック車両については大型化して輸送効率を高めます。
- ・サルファーフリー燃料\*を利用します。
- ・エネルギー供給事業者は、天然ガス・メタノール・燃料電池\*車等クリーンエネルギー自動車\*への燃料供給施設の整備に努めます。
- ・自動車販売業者は、自動車の燃費性能や購入支援制度について情報を提供します。

表IV-11 低燃費車・低公害車等への買替効果

事 業 所 に 期 待 さ れ る 取 組	1年間で減らせる 二酸化炭素の量	1年間で節約 できる金額	1年間で節約できるエ ネルギー量(単位)
<b>自動車の購入時の省エネ行動</b>			
□クリーンエネルギー自動車を導入する	772.1 kg-CO <sub>2</sub> /台	42,172 円/台	324.4 L
□低燃費車を導入する(乗用自動車)	358.9 kg-CO <sub>2</sub> /台	19,604 円/台	150.8 L
□低燃費車を導入する(2.5t以下貨物自動車)	213.8 kg-CO <sub>2</sub> /台	8,090 円/台	80.9 L
□全自動アイドリングストップ装置搭載車両を購入する	180.4 kg-CO <sub>2</sub> /台	9,854 円/台	75.8 L
□アイドリングストップ装置を車両に取り付ける	94.5 kg-CO <sub>2</sub> /台	5,161 円/台	39.7 L
□サルファーフリーに対応した直噴エンジン車等に切り替える(ガソリン車)	180.4 kg-CO <sub>2</sub> /台	9,854 円/台	75.8 L
□サルファーフリーに対応した直噴エンジン車等に切り替える(ディーゼル車)	88.0 kg-CO <sub>2</sub> /台	3,330 円/台	33.3 L

日本自動車工業会資料、京都議定書目標達成計画等より作成

#### 4-3 省エネ性能の高い建物構造やシステムの導入

##### (1) 建物の省エネ性能向上や省エネ型設備への更新・導入

###### ① 建築物構造

- ・建物の新築・改修に当たっては、省エネ基準に適合した断熱性・気密性の高い建物構造・工法を採用します。
- ・屋根、壁、床等には断熱材を採用します。
- ・日射を防ぐルーバー\*、庇(ひさし)を取り付けます。
- ・建物の内装の色は、室内照明の反射率を高めるために明るい色を採用します。
- ・窓の多いオフィスビルやホテル、病院、学校などでは、断熱性能の高い複層ガラスや熱線吸収(または反射)ガラス、日射調整フィルムを採用します。

###### ② 受変電・配電盤設備

- ・適正容量の変圧器を採用し、電気の需要先において電圧を適正に調整する自動電圧調整装置を導入します。

###### ③ 空調設備

- ・空調需要の高いコンビニエンスストアやファミリーレストラン、オフィスビル、百貨店やホテル、病院などでは、ヒートポンプ\*方式の空調機や深夜電力を活用した氷蓄熱方式などの高効率空調機を導入します。

###### ④ 給湯設備

- ・給湯需要の高いファミリーレストランやホテル・旅館、病院では、高効率の自然冷媒(CO<sub>2</sub>)ヒートポンプ給湯器やボイラーでの給水加熱装置付き給湯器を導入します。

###### ⑤ 廉房設備

- ・調理・換気設備を要するファミリーレストランや百貨店、ホテル、病院などでは、高効率タイプの新燃焼装置の採用や局所換気方式の省エネルギー型厨房換気設備を導入します。

## ⑥ 照明設備

- ・照明設備は、高周波点灯方式照明器具（Hf型照明器具\*）や高輝度放電灯（HIDランプ\*）、発光ダイオード照明などの高効率タイプを導入します。
- ・昼光・人感センサー付き照明やタイマーによる自動制御装置を導入します。

## ⑦ 給水・衛生設備

- ・トイレ、洗面所、給湯室の水洗器具は、センサー式洗浄弁や節水コマ、自動水栓などの節水器具を導入します。

## ⑧ 冷凍・冷蔵設備

- ・コンビニエンスストアでは、空調や複数の冷蔵・冷凍用ショーケースの熱源を1台にまとめた省エネ型冷蔵・冷凍機・空調一体システムを導入します。
- ・冷凍倉庫等では、省エネ効果が高くフロンを使用しない低温用自然冷媒冷凍装置を導入します。

## ⑨ その他の設備

- ・熱需要と廃熱の利用があり、都市ガスが利用できる施設（病院やホテル、百貨店、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン）では、天然ガスコーチェネレーションや燃料電池\*を導入します。
- ・屋上などの雨水を集めて中水処理し、トイレ洗浄水や散水に使うシステムを導入します。
- ・エネルギー需要を自動的にコントロールする建築物エネルギー需要管理システム\*を導入して、建物全体の省エネルギー化を図ります。

表IV-12 設備の省エネ化による効果

事業所に期待される取組	1年間で減らせる二酸化炭素の量	1年間で節約できる金額	1年間で節約できるエネルギー量(単位)
設備導入による省エネ行動			
□窓ガラスに日射調整フィルムを採用する	5.3 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup>	146 円/m <sup>2</sup>	12.2 kW
□自動電圧調整装置を導入する	8.4 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup>	230 円/m <sup>2</sup>	19.2 kW
□高効率ヒートポンプ空調機を導入する	1.3 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup>	35 円/m <sup>2</sup>	2.9 kW
□CO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ給湯器を導入する	1.9 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup>	98 円/m <sup>2</sup>	0.9 m <sup>3</sup>
□厨房には高効率タイプの新バーナを導入する	26.1 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup>	1,352 円/m <sup>2</sup>	12.4 m <sup>3</sup>

環境省資料より作成

## (2) 新エネルギー利用設備の導入

- ・建物の新築・改修時には国等の支援制度を活用して、太陽光発電システムを導入します。
- ・熱需要のあるホテル・旅館や病院などでは、積極的に太陽熱利用を進めます。

## (3) 環境マネジメントシステムの導入

- ・三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）\*やISO14001\*の認証取得に取り組み、事業活動に伴う環境負荷の低減や省エネルギー・省資源対策に取り組みます。

## 5 行政等の取組

県、市町、三重県地球温暖化防止活動推進センター等は、地球温暖化対策を連携して取り組みます。

表IV-13 地球温暖化対策体系別実施主体一覧

対策の体系	対策の概要	対策の実施主体		
		県	市町	センター等
<b>エコライフの推進</b>				
(1) 省エネルギー型ライフスタイルの確立	インセンティブの付与による県民の自主的な温室効果ガス排出削減活動の促進 家庭への省エネルギー指導・診断等の実施 省エネラベル等による啓発 グリーン購入等による環境保全型商品の購入・使用の促進 住宅の省エネ性能や環境性能に関する情報提供の促進 住宅のエネルギー使用を適切に管理するための住宅エネルギー需要管理システムのPR等 マイカー利用の抑制に向けた啓発の実施 エコドライブ推進に向けた啓発の展開 低公害車等の普及促進 環境と共生したライフスタイルを実現するための環境県民運動の展開	○	○	○
(2) 生活系ごみの減量化・リサイクル	ごみの発生・排出抑制、再資源化など、「ごみを出さない生活様式」の普及啓発 ごみ減量のモデルとなる取組への支援 環境配慮型生活の普及に向けた情報提供	○	○	
<b>環境に配慮した事業活動の促進</b>				
(1) 環境マネジメントの拡大・充実等	日本経団連による環境自主行動計画の事業所での実現 「地球温暖化対策計画書」等を通じたエネルギー利用効率化の促進 エネルギー等の事業所間連携の促進 「地球温暖化対策計画書」制度の対象拡大 優れた環境経営に取り組む事業所の募集・表彰等による環境経営の更なる向上と他事業所等への普及 中小事業所への省エネルギー指導・診断等の実施 小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）の導入促進 エコドライブ推進に向けた啓発の展開 省エネルギー法に基づく建築主に対する指導・助言 建物全体の省エネルギーを図る建築物エネルギー需要管理システムのPR等 省エネルギー法及び地球温暖化対策推進法に関する事業所への積極的な情報提供 省エネルギーに向けた研究開発の推進	○		
(2) 省エネルギー・省CO <sub>2</sub> 型機器・設備の導入支援	温暖化対策施設（省エネルギー設備含む）の導入、環境マネジメントシステム（ISO14001）の認証取得に対する低利融資 県内中小企業への融資の円滑化を目的とした信用保証制度の活用 中小事業所等に対するエネルギー・サービス・カンパニー事業に関するセミナー等の開催による情報の提供 省エネラベル等による啓発 グリーン購入の普及等による環境保全型商品の購入・使用の促進 低公害車等の普及促進 政府等が実施する民間事業者への温暖化防止対策設備等の導入助成に関する情報提供	○		
(3) 事業活動から排出されるごみの減量化・リサイクル	事業者の自主的な取組を促進するための普及啓発等 産業廃棄物適正管理計画書の作成指導 産業廃棄物再生利用の推進 「ごみゼロ社会実現プラン」の取組による生ごみの堆肥化や簡易包装の徹底など、ごみの排出抑制の推進	○	○	

対策の体系	対策の概要	対策の実施主体		
		県	市町	センター等
(4) フロンの回収	自動車リサイクル法に基づく関連業者への適正指導	○		
	市町との連携強化による家電リサイクル法の適切な実施・運用	○	○	
	事業者に対する代替フロンへの転換促進	○		
	フロン回収破壊法による適正処理の促進	○		
<b>環境にやさしい交通システムづくり</b>				
(1) 公共交通機関の利用促進	公共交通機関の利用促進	○	○	○
	最適な地域公共交通のあり方等の検討	○	○	
	生活交通の維持・確保	○	○	
	鉄道駅周辺整備等沿線のまちづくりとあわせた乗継利便性等の向上	○	○	
(2) 物流の効率化	モーダルシフトの促進	○		
	アクセス道路や岸壁を改良と埠頭用地の拡大	○		
(3) 交通渋滞の緩和	新交通管理システム及び交通管制システムの高度化、信号機の整備・高度化改良、大型道路標識の整備、交通情報収集提供装置の整備等を通じた高度な交通情報・道路情報の提供	○		
	道路の立体交差化、交差点への右折・左折レーンの設置	○	○	
	自歩道の整備による自転車利用の促進	○	○	
	自動車NOx・PM法に基づく適正運転実施の徹底と、低公害車導入・車両走行量削減への取組支援	○		
(4) 自動車交通公害対策	バイオエタノール混合燃料の普及等	○	○	
	エコドライブの普及・啓発	○	○	○
<b>新エネルギー等の普及</b>				
(1) 未利用エネルギーの活用	可燃性廃棄物の発電等によるエネルギー利用	○		
	市町等が製造するごみ固形燃料の適正処理による電気エネルギーとしての有効利用	○	○	
(2) 自然エネルギーの活用	水力発電所による安定した電力の供給	○		
	新エネルギーに関する知識浸透のための普及啓発	○	○	○
(3) 新エネルギーの導入	「三重県新エネサポーター」制度を活用した新エネルギーによる地域づくりや環境活動への支援	○	○	
	市民活動による取組や新エネルギーを利用したコミュニティ・ビジネスの取組進展に向けた支援	○	○	
	公共施設等への新エネルギーの率先導入	○	○	
	公用車へのクリーンエネルギー自動車の率先導入	○	○	
	新エネルギー導入支援とその普及啓発	○	○	○
	燃料電池技術等を核としたモデル地域づくりに向けた燃料電池関連周辺機器の開発への支援、情報の発信及び収集、普及・啓発	○	○	
	地域特性に応じた効率的なバイオマスエネルギーの推進に向けた調整や技術開発・研究などの基盤づくり	○		
	バイオマス資源の発生から利用（再利用）、エネルギー化、廃棄までの総合的な取組推進のためのモデル地域での取組支援、情報・ノウハウの蓄積・移転	○		
<b>緑の保全と創出</b>				
(1) 緑化の推進	自然環境保全地域の保全と新たな自然環境保全地域の指定の検討	○		
	開発行為の届出制度の適正運用	○	○	
	里地里山保全活動計画に基づく活動支援	○	○	
	公共施設の緑化の推進	○	○	
(2) 森林の保全	県民、事業者、NPO及び市町などの多様な主体とも連携した下刈、間伐等の森林整備の計画的実施	○	○	
	木材生産活動、林業に関する技術および知識の普及	○		
	各森林計画区の地域特性に応じた森林整備指針の明確化	○		
	三重の森林づくり条例に基づく森林や木の役割に対する県民理解と意識の醸成に向けた取組	○	○	
	森林の吸収量を把握するための森林関連データの整備	○		

対策の体系	対策の概要	対策の実施主体		
		県	市町	センター等
(3) 森林資源の活用促進	「木づかいプラン」による県民運動の推進	○	○	
	「三重の木」を利用した木材住宅取得者への補助	○		
	公共施設における県産材の率先利用の推進	○	○	
	都市公園・都市近郊の緑の保全	○	○	
	県民・事業者に対する緑の創出に関する普及啓発	○	○	
	県民・事業者が所有する敷地内における植樹の促進	○	○	
<b>環境保全活動・環境教育の推進</b>				
(1) 学校環境教育	子どもを対象とした環境講座等の開催	○	○	○
	学校環境データを中心とする環境教育の充実	○	○	
	県立学校のISO14001の認証維持	○		
	「県立学校環境マネジメント」の実施と環境保全活動・環境教育の実践	○		
	kids' ISO14000プログラムの拡大	○	○	
	森林環境教育の推進	○	○	
(2) 環境学習情報の積極的な提供	環境学習情報センターやホームページ「三重の環境と森林」などを活用した環境情報の積極的な提供	○	○	
(3) 地域ぐるみの環境教育	指導者養成や子ども向けの環境講座等の開催、環境活動団体との交流、参加型環境学習プログラムの提供	○	○	○
	三重県地球温暖化防止活動推進センターと県民等による地球温暖化防止活動の検討・実施	○	○	○
	地球温暖化防止活動推進員の育成や啓発・広報活動	○	○	○
(4) 県民・事業者等への取組支援の実施	グリーン購入に関する身近な情報の収集・発信や東海三県一市などによる広域的なキャンペーンの展開	○		
	住宅・建物の省エネ性能や環境性能、省エネルギー型製品・環境配慮型製品の県民・事業者への情報提供	○	○	○
	環境先進企業の取組調査の実施、環境経営に関するセミナー等の開催	○		
	地球温暖化対策地域協議会等の地球温暖化対策推進組織の活動支援	○	○	○
<b>県自らの率先的な行動</b>				
(1) 三重県府地球温暖化対策率先実行計画の推進	省資源・省エネルギーの推進、グリーン購入の実践、廃棄物の減量化などによる環境負荷の低減	○		
	公共事業・イベント実施に係る計画段階からの環境配慮	○		
	公用車へのクリーンエネルギー自動車の率先導入とバイオエタノール混合燃料の導入検討	○		
	市町の地球温暖化対策実行計画策定の支援	○		
(2) 環境に配慮した公共工事	県庁舎等の省エネ向けた適正な維持管理の推進	○		
	環境に配慮した公共事業の実施	○		
	新エネルギーの導入	○		
	公共工事での低燃費型建設機械の活用	○		
(3) 環境管理の充実	ISO14001による継続的な環境負荷低減、職員研修の充実	○		
	環境報告書の作成・発行	○		
	ISO14001認証取得市町と県の連携	○		
<b>市町の率先的な行動</b>				
(1) 地球温暖化対策実行計画の策定とその推進	地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策実行計画の策定		○	
	省資源・省エネルギーの推進、グリーン購入の実践、廃棄物の減量化などによる環境負荷の低減		○	
	公共事業・イベント実施に係る計画段階からの環境配慮		○	
	公用車へのクリーンエネルギー自動車の率先導入とバイオエタノール混合燃料の導入検討		○	
(2) 環境に配慮した公共工事	県庁舎等の省エネ向けた適正な維持管理の推進		○	
	環境に配慮した公共事業の実施		○	
	新エネルギーの導入		○	
	公共工事での低燃費型建設機械の活用		○	
(3) 環境管理の充実	ISO14001による継続的な環境負荷低減、職員研修の充実		○	
	環境報告書の作成・発行		○	



## 計画の推進

### 1 計画の推進体制

#### 1-1 庁内の推進体制

この計画に基づき、地球温暖化防止に向けた対策を総合的かつ計画的に推進していくために、三重県環境保全推進委員会\*等を活用し、各部局における地球温暖化対策の総合調整を図るなど、全庁的な計画の推進を図ります。

#### 1-2 各主体との連携

##### (1) 県民・事業者・民間団体との連携

県民・事業者・民間団体と協働して地域における地球温暖化対策を推進します。そのため、県内各地における地球温暖化対策の推進の核として、住民や事業者、市町、団体、三重県地球温暖化防止活動推進員\*などで構成する地球温暖化対策地域協議会の設立促進や活動を支援します。また、県内全体では県民、事業者、各種団体、NPO、三重県地球温暖化防止活動推進センター\*、三重県地球温暖化防止活動推進員\*、地方公共団体等との緊密な連携を図り、地球温暖化対策を促進します。

##### (2) 国、他県市との連携

国は、京都議定書目標達成計画を策定し、広範な排出抑制対策を展開しています。地球温暖化対策は、エネルギー政策や革新的な環境・エネルギー技術の研究開発、さまざまな主体の取組に対する経済的誘導措置など、国の方針や枠組みに基づく取組に負うところが大きいことから、国の施策との緊密な連携を図りながら地球温暖化対策を推進します。

特に、これまで地球温暖化に係る各種対策を共同で実施してきた東海三県一市や関西広域連携協議会\*とは、定期的に情報交換等を行うとともに、引き続き連携して地球温暖化対策を推進します。

##### (3) 市町との連携

市町は、県民や事業者に最も身近な基礎的自治体であり、特に民生部門における地球温暖化対策を推進するためには、市町の役割が極めて重要となります。県と各市町の密接な連携及び情報交換を図るために、定期的に、かつ必要に応じて随時会議を開催するとともに、市町と協力して地域住民への取組の浸透を図ります。

また、地球温暖化対策推進法\*に基づき策定が義務づけられている市町の地球温暖化対策実行計画の策定、環境マネジメントシステムの構築を支援するなど、地域の自然的・社会的特性に応じた温室効果ガス\*排出抑制対策の策定を支援するとともに、温室効果ガス\*の排出事業体である市町等に対して率先実行を求めます。

#### (4) 三重県地球温暖化防止活動推進センター、三重県地球温暖化防止活動推進員との連携

県は、三重県地球温暖化防止活動推進センター\*がその役割を円滑に行えるように活動を支援するとともに、連携・協働により県民に対する情報提供・普及啓発等を一体となって推進します。

地域における地球温暖化対策の推進にあたっては、三重県地球温暖化防止活動推進員\*の役割がますます重要になっていくことから、三重県地球温暖化防止活動推進センター\*との連携による三重県地球温暖化防止活動推進員\*への研修や活動支援を行うとともに、地域での活動を支援するため市町との連携を図っていきます。

## 2 計画の進捗管理と見直し

この計画を着実に推進し、実効あるものとするため、マネジメントシステム（PDCAサイクル）を取り入れた計画の進行管理を行います。具体的には、定期的（年1回以上）に計画の進捗状況等を点検・評価し、必要な対策の追加・拡充または見直しを行い、継続的改善を図ります。

### 2-1 計画の進捗管理

#### (1) 温室効果ガス排出状況の把握

定期的に必要な統計資料等のデータを収集し、本計画で掲げた温室効果ガス\*排出量の目標（全体・ガス別・部門別・主体別等）の進捗状況を把握し、点検・評価につなげます。

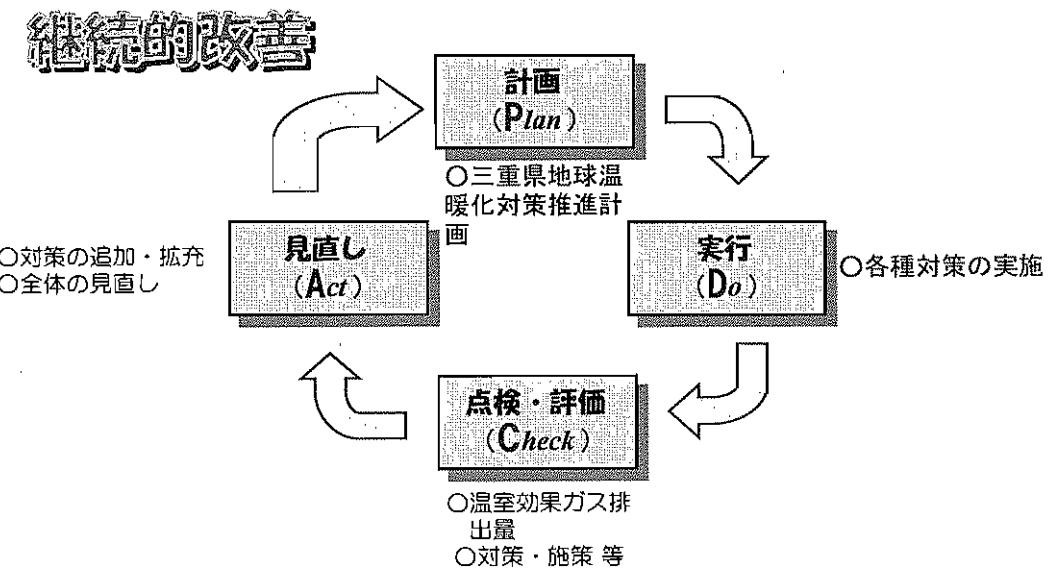
#### (2) 地球温暖化対策の進捗状況の把握

計画の進捗状況を把握するため、計画に盛り込まれた対策を具体化した事業の進捗等を毎年把握します。

#### (3) 評価及び対策の改善

計画の進捗状況及び温室効果ガス\*の排出状況から、対策について評価するとともに、課題を抽出し、必要に応じて新しい対策について追加・拡充に関する検討を行います。

また、県民の日常生活や事業者の通常の事業活動に伴う課題は、県や三重県地球温暖化防止活動推進センター\*、地球温暖化対策地域協議会が中心となって、調整や改善を促すとともに、自主的、積極的な取組が進められるよう普及啓発を行います。



#### (4) 情報の公表

各主体の取組や環境学習を支援するため、地球温暖化に関する情報整備・提供の充実を図ります。具体的には地球温暖化に関する取組事例や各種情報をまとめ、ホームページ等による提供を行います。

また、県の対策の実施状況や温室効果ガス\*の排出状況を定期的に公表するとともに、市町における地球温暖化対策の実施を支援するための、技術対策事例や取組事例の収集を行い、適切に市町へ情報提供することにより、情報の共有化を図ります。

#### 2-2 計画の見直し

本計画は、今後の温室効果ガス\*排出状況の推移、地球温暖化対策に関する国内外の動向、各種対策の実施状況、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画期間途中での見直しを行います。

資料編

# 1 地球温暖化問題に対する県民、事業者の取組

本計画の改定にあたり県民や事業者の意識・行動・取組等を把握し、三重県の地域特性や県民・事業者の取組実態を踏まえて今後の対策を推進するため、アンケート調査を実施しました。

## (1) 県民の意識から見た地球温暖化問題

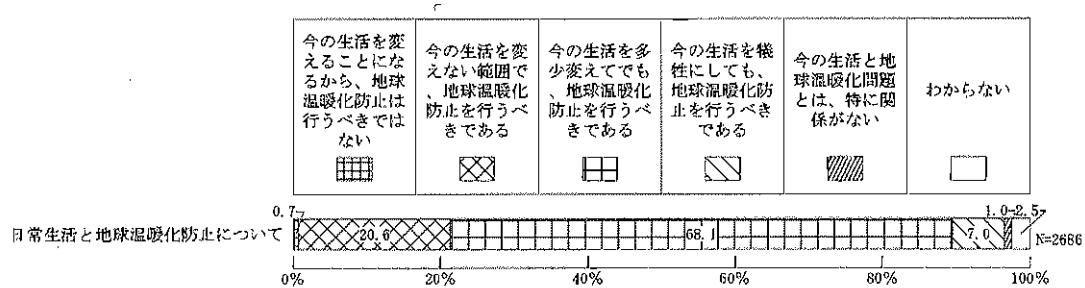
平成 16 年 9 月に、県内の成人 6,000 人を対象に地球温暖化問題に関するアンケート調査を実施し、2,712 人から回答をいただきました。主な質問項目に対する回答結果は次のとおりです。

### (日常生活と地球温暖化)

「今の生活を多少変えてでも、地球温暖化防止を行うべきである」との回答が 68.1% と最も高く、「今の生活を変えない範囲で、地球温暖化防止を行うべきである」が 20.6% でこれに次いでいます。

「地球温暖化防止を行うべきである」との肯定的な意見が 95.7% であり、地球温暖化防止に対する取組の必要性は理解されていると思われます。しかしながら、「今の生活を変えない範囲で、地球温暖化防止を行うべきである」との回答が約 2 割を占めており、生活習慣の変更にやや抵抗があるように思われます。

図 1-1 日常生活と地球温暖化防止

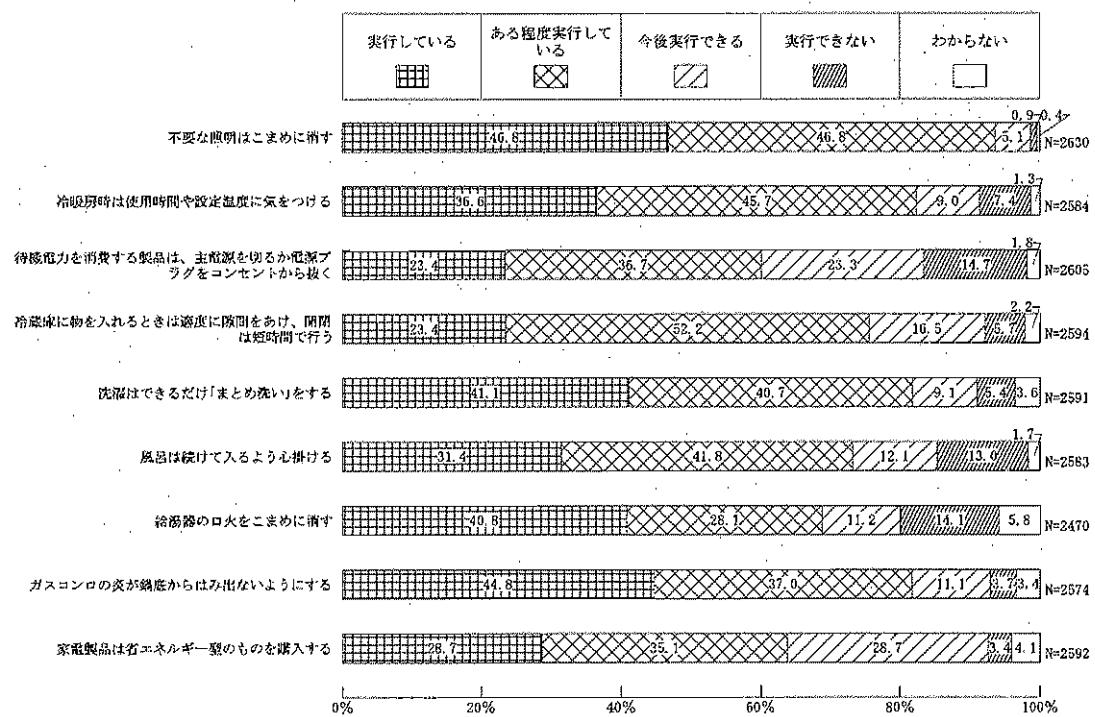


## (日常生活における省エネルギー)

実行率(実行+ある程度実行)が最も高いのは「不要な照明はこまめに消す」(93.6%)で、以下「冷暖房時は使用時間や設定温度に気をつける」(82.3%)、「ガスコンロの炎が鍋底からはみ出ないようにする」(81.8%)、「洗濯はできるだけ「まとめ洗い」をする」(81.8%)となっています。また、実行率が低いのは、「待機電力を消費する製品は、主電源を切るか電源プラグをコンセントから抜く」(60.1%)、「家電製品は省エネルギー型のものを購入する」(63.8%)、「給湯器の口火をこまめに消す」(68.9%)です。

実行率が低いものは、「家電製品は省エネルギー型のものを購入する」を除いて、「実行できない」も高く、「待機電力を消費する製品は、主電源を切るか電源プラグをコンセントから抜く」(14.7%)、「給湯器の口火をこまめに消す」(14.1%)となっています。

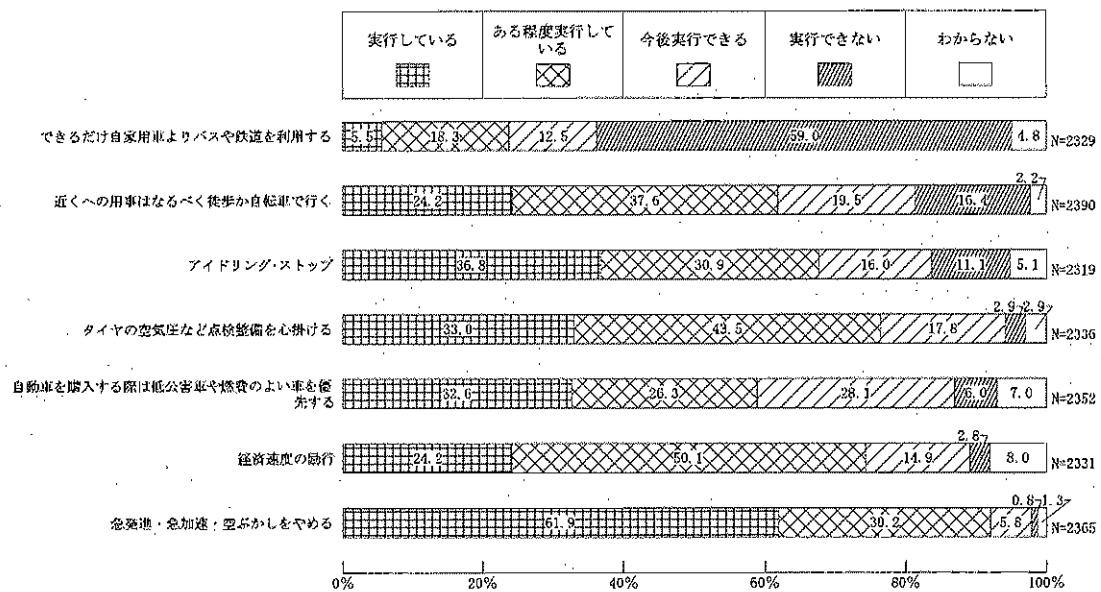
図1-2 日常生活における省エネルギーの実行状況



## (自家用車の利用)

実行率（実行＋ある程度実行）が最も高いのは「急発進・急加速・空ぶかしをやめる」(92.1%)で、以下「タイヤの空気圧など点検整備を心掛ける」(76.5%)、「経済速度の励行」(74.3%)、「アイドリング・ストップ」(67.7%)となっています。実行率が低いのは、「できるだけ自家用車よりバスや鉄道を利用する」(23.8%)、「低公害車や低燃費車を購入する」(58.9%)、「近くへの用事はなるべく徒歩か自転車で行く」(61.8%)です。

図1－3 自家用車の利用に関するこの実行状況



## (2) 事業者の地球温暖化問題への取組

平成 17 年 9 月に、県内で事業を行う企業・店舗等を対象に地球温暖化問題に関するアンケート調査を実施しました。

### ① 大規模事業所等

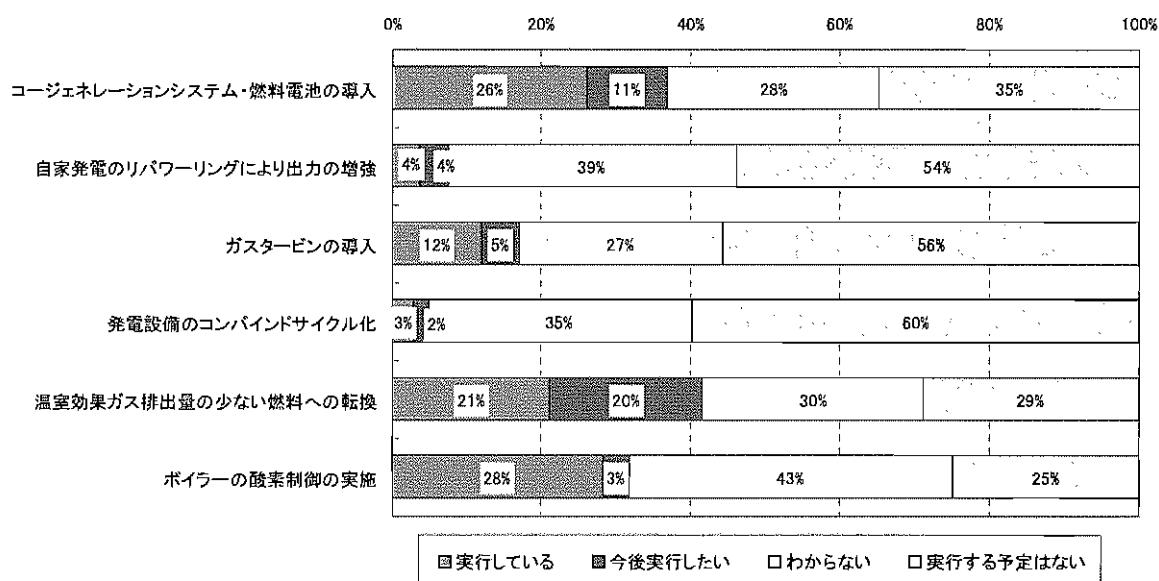
製造業のうち、エネルギー消費量が省エネ法に基づく第 1 種及び第 2 種エネルギー管理指定工場である 214 事業所に地球温暖化対策についてのアンケートを実施し、164 事業所から回答をいただきました。地球温暖化対策に関する主な質問項目に対する回答結果は次のとおりです。

#### (生産活動における地球温暖化防止対策)

##### ア 発電・ボイラー部門

発電・ボイラーに関する省エネルギー・省資源対策について「ボイラーの酸素制御の実施」が 28%、「コーチェネレーションシステム・燃料電池の導入」が 26%で、他の取組と比較して高いものの、全体の 4 分の 1 程度にとどまっています。「今後実行したい」取組としては「温室効果ガス排出量の少ない燃料への転換」が 20%、「コーチェネレーションシステム・燃料電池の導入」が 11%の順となっています。

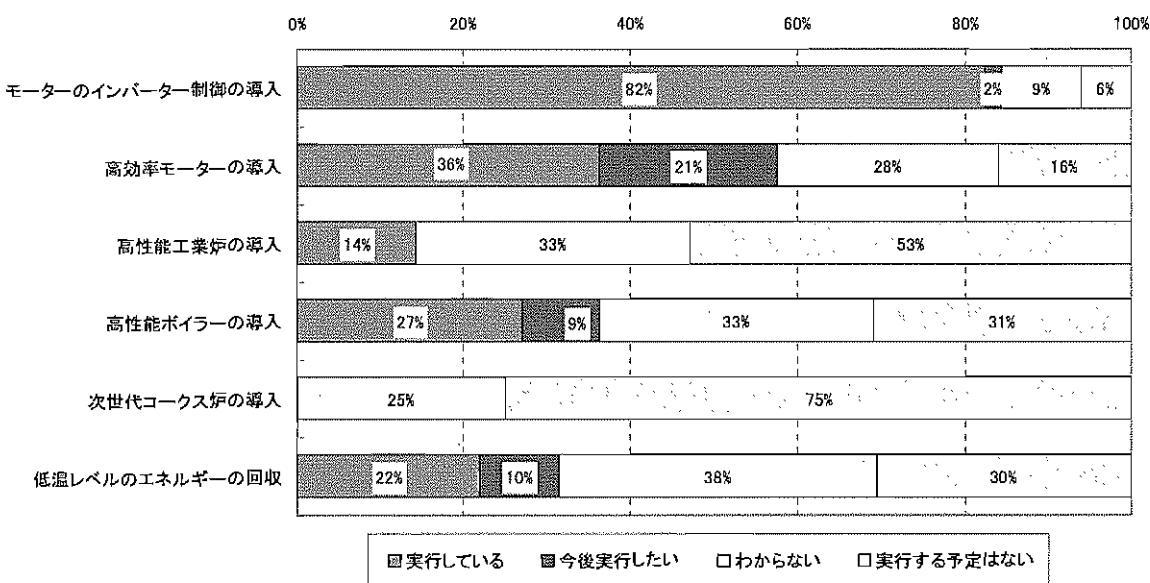
図 1-4 発電・ボイラー部門での地球温暖化防止対策の実行状況



## イ 製造部門

製造に関する省エネルギー・省資源対策については、「モーターのインバータ制御の導入」が 82%と最も高く、次いで「高効率モーターの導入」が 36%、「高性能ボイラーの導入」が 27%となっています。また、「今後実行したい」では、「高効率モーターの導入」が 21%、「低温レベルのエネルギーの回収」10%、「高性能ボイラーの導入」が 9%となっています。

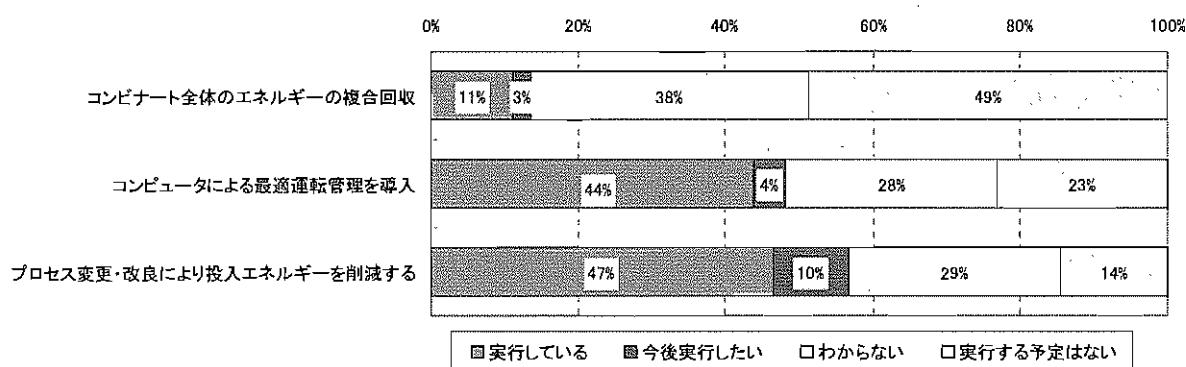
図 1－5 製造部門での地球温暖化防止対策の実行状況



## ウ 工程

工程に関する省エネルギー・省資源対策について、「実行している」の回答が高いのは「プロセス変更・改良により投入エネルギーを削減する」の 47%、「コンピュータによる最適運転管理を導入」の 44%で、低いのが「コンビナート全体のエネルギーの複合回収」の 11%です。

図 1－6 工程での地球温暖化防止対策の実行状況



## ② 業務その他部門事業所

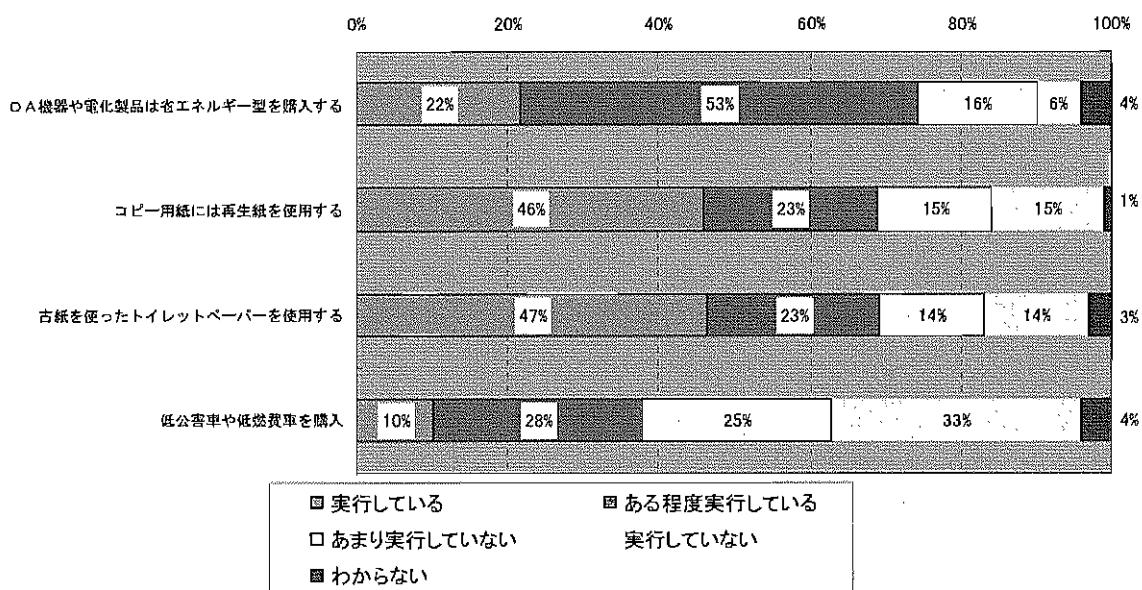
百貨店、総合スーパー、ホテル、病院など業務その他部門に属する 516 事業所等に地球温暖化対策についてのアンケートを実施し、253 事業所等から回答をいただきました。地球温暖化対策に関する主な質問項目に対する回答結果は次のとおりです。

### (事業活動における地球温暖化防止対策)

#### ア 製品等の購入

実行率（「実行している」 + 「ある程度実行している」）が高いのは、「OA 機器や電化製品は省エネルギー型を購入する」の 75%、「古紙利用のトイレットペーパーの使用」の 72%、「コピー用紙の再生利用」の 59%で、低いのは「低公害車や低燃費車を購入」の 38%です。

図 1－7 製品等の購入時の実行状況



## イ 省エネルギーの推進

実行率（「実行している」+「ある程度実行している」）が高いのは、「カーテン・ブラインドの利用」の82%、「昼休みの消灯」の59%、「インバータ式製品等の導入」の51%で、低いのは「自然エネルギーの利用」と「コーチェネレーションの利用」の7%、「蓄熱式ヒートポンプの導入」の11%です。

図1-8 省エネ対策の実行状況

